

国情研コ第 13 号  
平成 27 年 4 月 10 日

国立大学図書館協会  
公立大学協会図書館協議会 各加盟館の長 殿  
私立大学図書館協会

大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議  
機関リポジトリ推進委員会 委員長代理  
北海道大学附属図書館事務部長 富田健市

オープンアクセスに関する政府の検討状況について（情報提供）

平素から、大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議機関リポジトリ推進委員会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今、標記に関して以下 2 点の動きがありましたので、情報提供します。

(1)平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月にかけて、「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」（内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）開催）で検討が行われ、国としてのオープンアクセス推進に関する基本的な考え方が、報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について～サイエンスの新たな飛躍の時代の幕開け～」としてまとめられました。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/openscience/index.html>

これを受け、関係機関には、公的研究資金による論文やそのエビデンスとなった研究データのオープン化に関する実施方針の策定が、また、大学には、大学としてのオープンアクセス方針等とその実施に向けた具体的な運用計画の策定が求められることが予測されます。

(2)平成 26 年度分から文部科学省科学研究費補助金の実績報告書に成果論文のオープンアクセス化の有無を報告するチェック欄が設けられ、科学技術振興機構もオープンアクセスポリシーを策定するなど、研究資金配分機関もオープンアクセス推進に着手しており、大学図書館としてもこのような動きに適切に対応していく必要があります。

以上について、大学及び大学図書館に深く関連する部分に関するポイント解説を(別紙)

に付しますのでご参照ください。本委員会では、今後、大学図書館によるオープンアクセス推進活動を支援するための方策について早急に検討を進めるとともに、こうした動きについて適宜情報提供を行ってまいりますので、各大学図書館におかれましても関連動向にご注意いただき、益々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**【本件照会先】**

大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議  
機関リポジトリ推進委員会（事務局）

国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課  
研究成果整備チーム（IR 担当）

〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

TEL : 03-4212-2350 FAX 03-4212-2375

e-mail : co\_kaigi@nii.ac.jp

## 大学及び大学図書館に関する要点まとめ (オープンアクセスに関する政府の検討状況について)

### 1. 内閣府「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」

同報告書の中心的提言は、①各省庁、資金配分機関、②大学・研究機関等に対する、「オープンサイエンスの実施方針及び実施計画」の策定要請です (p.14)。

海外では、①に相当するものとして NIH (米国国立衛生研究所) によるオープンアクセス方針 (p.32～33) など、②に相当するものとしてハーバード大学のオープンアクセス方針 (<https://osc.hul.harvard.edu/policies>) などが著名ですが、日本でも各省庁、資金配分機関、大学・研究機関等に、これらと同種の方針策定・制度構築が求められるということになります。

報告書の中で、「オープンサイエンス」は「オープンアクセスとオープンデータを含む概念」(p.3) と定義されています。対象となるのは、「公的研究資金による研究成果として得られた論文や研究データ」(p.15) であり、「公的研究資金」には、①競争的研究資金及び公募型の研究資金に該当するものに加え、②国費が投入されている独立行政法人及び国立大学法人等の運営費交付金等も含まれます (p.15)。論文や研究データの取扱いは、それぞれ、

論文		原則公開
データ	論文のエビデンスとしての研究データ	原則公開
	その他研究開発成果としての研究データ	可能な範囲で公開

と整理されています。論文のオープンアクセス化については、ブダペスト・オープンアクセス・イニシアチブ (2002年) に基づいて推進するものとされ、グリーン OA、ゴールド OA の両方策が挙げられています (p.17)。また、研究データに関しては、特性に応じた計画等を策定するものとされ、研究者が公的研究資金の支援を受けるにあたりデータ管理計画の作成が求められるようになる (p.18) ことが見込まれます。

大学図書館の役割については、図 (p.14、p.19) において図書館・機関リポジトリがオープンサイエンスの基盤として明示されているほか、直接的言及として、

- ・ 「大学図書館職員等を中心としたデータ管理体制」 (p.21)
- ・ 「論文や研究データの永続的、長期的保存を担保するために... 大学図書館... 等の協力を得ることが有効」 (p.21)

などの指摘があり、参考資料には機関リポジトリの発展と現況について紹介されています (p.26)。

## 2. 科学研究費補助金実績報告書への項目追加

平成 27 年 3 月 30 日、様式が変更され、入力項目として、「オープンアクセス化の状況」などが追加されました。詳しくは、

科学研究費助成事業—科研費交付決定後の様式ダウンロードページ  
[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16\\_rule/index.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/index.html)

の「研究者が作成する書類の様式(C様式)」をご覧ください。「オープンアクセス化の状況」について、『記入例・作成上の注意』では、

科研費の研究成果をオープンアクセス誌に発表した場合や、機関リポジトリに登録するなどセルフ・アーカイブ等により当該論文を公開した場合、あるいはいずれかの予定がある場合（オープンアクセスを実施する時期は問わない。）には、「オープンアクセス」欄のチェックボックスにチェックをすること

と説明されています。

「機関リポジトリ」の語は、科研費担当部署や教員にとってはあまりなじみがない可能性があります。機関リポジトリ設置済みの大学は、必要に応じ、

- (1) 科研費担当部署に、自学における機関リポジトリの存在について伝え、理解を得ておくこと。（さらに補足情報としては、図書館が今回の科研費に関する様式が変更される前からオープンアクセスの推進に携わっていること、博士論文電子公開のインフラとなっていること、など）。
- (2) 教員に、前項同様の趣旨を伝えるとともに、機関リポジトリへの論文登録の方法を示すこと。

などを早急にすすめる必要があります。

なお、参考までに(2)について周知するための広報資料として、本委員会委員の千葉大学より改変可のサンプルを提供いただきましたので、添付します。改変・内容調整の上、ご自由にお使いください。